

特定空家等に対する略式代執行の実施について

更新日：2017年2月23日

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等2件に対して、第14条第10項の規定による略式代執行を行うこととなりました。

略式代執行を実施する特定空家等（2件）

1. 特定空家等の所在地

香取市小見川807番地2

2. 建築物の用途・構造

店舗（鉄骨コンクリート造4階建て）

3. 執行開始日時

平成29年2月28日（火曜日）午前9時

4. 執行内容

建築物屋上にある飛散及び落下が生じている塔屋の部材を解体及び処分します。また、建物正面のガラスが破損している開口部を塞ぎます。

上記建築物に隣接している木造付属屋を解体及び処分します。



建物正面（国道側）



建物屋上の落下の危険のある部材



建物に隣接する木造付属屋

1. 特定空家等の所在地

香取市阿玉川1114番地（住居表示）

香取市阿玉川字上原739番1、同739番2、同739番3（地番表示）

2. 建築物の用途・構造

居宅兼店舗（木造2階建て）

3. 執行開始日時

平成29年2月28日（火曜日）午前9時30分

住まい・土地

特定空家等に対する略式代執行の実施について

[市営住宅の入居者を募集します](#)

[空き家の発生を抑制するための特例措置（譲渡所得に係る3,000万円特別控除）](#)

[空き家対策について](#)

[結婚新生活支援事業](#)

[個人が行う住宅の液状化対策工事費の助成](#)

[市営住宅](#)

[空き家バンク事業](#)

[住宅用火災報知器](#)

[始めませんか？光ブロードバンドサービス](#)

[地上デジタル放送について](#)

[液状化対策](#)

[液状化等被害住宅再建支援金の申請](#)

[木造住宅の耐震改修工事に伴うリフォーム工事費の助成](#)

[被災者住宅再建資金利子補給事業](#)

[都市計画](#)

[風致地区条例](#)

[建築確認申請](#)

[用途地域の指定](#)

[宅地開発指導要綱](#)

[農地に家を建てるとき（転用）](#)

[屋外広告物](#)

4. 執行内容

敷地南側隣地境界にあるブロック塀の傾斜した部分を解体及び処分します。



敷地南側の隣地境界ブロック塀



傾斜したブロック塀

その他

今回措置を行う2件の特定空家等は空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき、建物の所有者等に対して措置を行うよう公告をしています。

執行開始日時までに所有者等から連絡があった場合は、執行を延期もしくは中止することがあります。

ご意見をお聞かせください

このページの内容は、わかりやすかったですか？

わかりやすかった わかりにくかった

このページの作成担当

建設水道部 都市整備課 住宅・街なみ班
〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地 (市役所3階)
電話：0478-50-1214 ファクス：0478-54-7654

[このページの作成担当にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[このサイトについて](#) [リンク集](#) [モバイルサイト](#)

香取市役所 [市役所・支所のご案内](#)

〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127番地 電話：0478-54-1111（代表）
開庁時間：月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

Copyright (C) Katori City. All Rights Reserved.


このページを見ている人は
こんなページも見ています

[中学校生徒会役員選挙で
選挙出前授業を実施しま
した](#)

 [安全安心情報](#)

観光サイト [旅](#) する [香取を](#)

[魅力](#) [香取の](#)

 [情報が
見つからないときは](#)